

議案第 13 号

里庄町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

里庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 4 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

後期高齢者医療保険料にかかる延滞金について、町税と同様にやむを得ない事由があると認められる場合に減免するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 27 年 3 月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

里庄町後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年里庄町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 町長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、第 1 項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附則第 3 条中「当該特例基準割合適用」を「当該特例基準割合適用年」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。